

## 国土地盤情報データベース運用等規程

## 1 目的

本規程は、長野県知事（以下「甲」という。）と一般財団法人国土地盤情報センター理事長（以下「乙」という。）が交わした「地盤情報の収集と利活用に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、国土地盤情報データベース（以下「地盤DB」という。）を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 地盤DBに登録する情報

- (1) 地盤DBに登録する情報は、甲又は甲の所掌する事務所等の長（以下「甲等」という。）が発注した業務及び工事において得られた以下の電子データとする。
  - ① ボーリング柱状図（PDF形式及びXML形式）
  - ② 土質試験結果一覧表（PDF形式及びXML形式）
- (2) 甲等は、前項の地盤情報について、次に掲げる特段の事情があるか否か判断を行い、特段の事情があると判断した地盤情報については、利用不可（「利用」については「4 地盤情報の利用の範囲」において定義する。）である旨と併せて、甲等が発注する業務及び工事の受注者をして、乙へ送付させることとする。なお、利用の可否については、受注者において、甲が定める電子納品取扱要領等に基づき、ボーリング交換用コード及び土質試験結果一覧表における公開可否コード（ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。）を記入することとする。
  - ① 外交、防衛及び国際条約に関連する情報
  - ② 特定の団体又は個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報
  - ③ 他機関又は個人から提供された情報のうち、利用することを前提としていない情報
  - ④ ①から③に該当する情報のほか、甲等において、利用に当たって特段の事情があると判断する情報
- (3) 甲が協定書の締結以前から所有している地盤情報については、甲の要請に基づき、乙が地盤DBに登録することとする。その際、乙は、当該地盤情報について、未検定である旨を明記した上で、検定を行わないことができる。
- (4) 一般社団法人全国地質調査業協会連合会が運営する全国ボーリング所在情報公開サイトに甲が既に情報提供している地盤情報については、前項の規定に従って、乙が地盤DBに登録するものとする。

## 3 地盤情報の検定について

- (1) 乙が行う検定の主な内容は、以下のとおりとする。
  - ① ボーリング位置情報の確認
  - ② 柱状図標題情報の確認

③ 調査者の資格の確認

(2) 前項③により確認する資格は以下のとおりとする。

① 管理技術者又は主任技術者の資格

- ・地質調査技士
- ・技術士（「総合技術監理部門－「業務に該当する選択科目」）
- ・技術士（業務に該当する部門）
- ・RCCM（「地質部門」又は「土質及び基礎部門」）
- ・博士（理学又は工学）
- ・農業土木技術管理士
- ・土木学会認定土木技術者（地盤・基礎）
- ・港湾海洋調査士（土質・地質調査）
- ・施工管理技士（業務に該当する級及び種目）

② ボーリング責任者の資格

- ・地質調査技士

(3) 検定費用は以下のとおりとし、甲等は、甲等が発注する業務及び工事の受注者をして乙に送金させる。

- ・管理技術者又は主任技術者が前項①の資格を有し、かつボーリング責任者が前項②の資格を有する場合は、ボーリング柱状図のデータ 1 本当たり 2,000 円
- ・上記以外の場合は、ボーリング柱状図のデータ 1 本当たり 3,000 円

(4) 乙は、地盤情報の検定を行った後、検定証明書を甲等が発注する業務及び工事の受注者に送付する。また、甲等は、甲等が発注する業務及び工事の受注者からの納品に当たっては、検定証明書によって検定済みであることを確認する。

(5) 乙が地盤情報の検定に要する期間は原則 2 週間程度とするが、送付された地盤情報の内容に不備があった場合はこの限りではない。

#### 4 地盤情報の利用の範囲

(1) 地盤DBに登録されている地盤情報（2条（2）項に定める特段の事情があるものを除く。以下同じ。）は、甲を含め、乙と同旨の協定を締結した者において相互に、無料で閲覧し、ファイルをダウンロードし、並びにダウンロードした地盤情報を閲覧、複製及び改変（以下「利用」という。）することができる。

(2) 甲は、地盤DBに登録されている地盤情報について、甲等が発注した業務及び工事の受注（受注者と契約を締結した者を含む。）に対して、当該業務及び工事の範囲内に限り、利用させることができる。

(3) 乙は、大学等から研究目的で地盤DBに登録されている地盤情報の利用について要望があった場合には、乙の下に設置する有識者等から構成される委員会の承認を得た上で、有料で提供することとする。

(4) (1)項から(3)項までの規定において、地盤情報を複製又は改変する場合には、地盤DBか

ら得られた地盤情報であることを表示することとする。

#### 5 甲への地盤情報の提供について

乙は、甲からの要請がある場合、甲等が発注した業務及び工事において得られた地盤情報のうち、2条(2)項に定める特段の事情があるものを除き、甲の情報管理者に提供するものとする。

#### 6 地盤情報の一般公開

乙は、甲からの要請がある場合、甲等が発注した業務及び工事において得られた地盤情報のうち、2条(2)項に定める特段の事情があるものを除き、一般公開するものとする。

#### 7 利用者の拡大について

乙は、地盤情報の登録の促進を図るため、甲と連携して関係機関等への周知活動を行う。

#### 8 その他

- (1) 協定書は、やむを得ない事情が生じた場合には甲乙協議の上、解約することができるものとする。
- (2) 協定書に定めのない事項、又は、疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。